巻末資料

1　ＲＤ問題関係年表（詳細）

（1）旧ＲＤ社の破産手続開始まで

「類型」は次のとおり。

①県→旧ＲＤ社　②旧ＲＤ社→県　③県→住民（団体）　④住民（団体）→県
⑤県→市　⑥市→県　⑦旧ＲＤ社→住民（団体）　⑧住民（団体）→旧ＲＤ社

年月日	類型	内　容	備　考
S54.12.26	①	産業廃棄物処分業許可（最終処分業）	（個人）
S55.1.21		佐野産業株式会社設立	
S55.3.1	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（最終処分場）	（個人）
S57.7.13	①	産業廃棄物処理施設廃止届受理（最終処分場）	法人化に伴う廃止
S57.7.13	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（最終処分場）	法人化（佐野産業㈱）
S57.7.13	①	産業廃棄物処理業許可（最終処分業、収集運搬業）	
S59.9.21	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S59.10.30	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（破砕業）	
S60.6.7	①	産業廃棄物処理業変更届受理（最終処分業）	処分場拡張
S61.4.21	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S61.9.17	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S61.12.5	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（焼却業）	
S63.2.29	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S63.4.21	①	産業廃棄物処理業変更届受理（破砕業）	破砕施設の追加
H1.1.17	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（焼却業、収集運搬業）	品目追加
H1.7.14		佐野産業株式会社から株式会社ＲＤエンジニアリングに社名変更	
H1.8.10	①	産業廃棄物処理業変更届受理（社名変更）	
H1.12.6	①	産業廃棄物処理業許可（最終処分業、中間処理業、収集運搬業）	更新許可
H2.10.5	①	産業廃棄物処理業許可（焼却業）	品目の追加
H3.2.28	④	産業廃棄物搬出時の悪臭について苦情	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（乾燥業、焼却業、収集運搬業）	焼却、収運：品目追加 乾燥業：新規
H3.9.7	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（乾燥施設）	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（焼却施設）	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理業変更届（焼却業）	焼却量の増加
H3.9.11	④	掘削・埋立について苦情	

H3.11.2	④	掘削・埋立について苦情	
H3.12.3	④	掘削・埋立について苦情	
H3.12.6	④	許可区域外埋立の疑いについて苦情（栗東市に対し要望書提出）	
H3.12.24	④	搬入廃棄物の調査について要望書受理	
H4.1.13	④	許可区域外の埋立について苦情	
H4.2.1	①	旧ＲＤ社に対し、許可区域外埋立等についての適正処理を文書指導	
H4.2.20	②	ＲＤ、是正計画書提出	
H4.2.25	①	是正計画書の受理および適正履行について文書送付	
H4.5.29	④	悪臭について苦情	
H5.2.18	④	騒音及び悪臭について苦情	
H5.3.11	②	ＲＤ、改善措置について報告書提出	
H5.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（焼却業）	
H5.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	
H5.9.8	④	悪臭について苦情	
H6.6.10	④	ＲＤ使用地へのドラム缶保管について苦情	
H6.7.13	④	焼却炉からの黒煙について苦情	
H6.9.1	①	ＲＤ、廃棄物の収集運搬に当たり、別法人に再委託が発覚。	
H6.9.7	②	ＲＤより収集運搬の再委託の処理に当たって、排出事業者との契約問題の関係上是正に時間がかかるため、是正を確約する旨文書提出	
H6.9.7	②	ドラム缶保管（H6.6.10 苦情）に対し、顛末書提出	
H6.9.27	②	ＲＤ、黒煙（H6.9.27 苦情）について顛末書提出	
H6.9.29	①	産業廃棄物処理業変更届（最終処分業）	第２処分場の追加
H6.9.29	①	産業廃棄物処理施設許可（最終処分場）	第２処分場
H6.9.30	②	収集運搬再委託の処理など産業廃棄物処理、処分における是正、改善計画書提出	
H6.10.17	④	焼却炉からのばい煙について苦情	
H6.11.9	②	ＲＤ、ばい煙について報告書提出	
H7.5.10	④	焼却炉からのばい煙について苦情	
H7.5.19	②	ＲＤ、ばいじんについての報告書提出	
H7.5.24	②	平成５年頃より処分場内に不適正保管（野積み保管）された廃棄物の改善、是正計画書提出	
H7.6.5	④	焼却炉からのばいじんについて苦情	
H7.6.16	②	ＲＤ、ばいじんについての報告書提出	
H7.7.14	④	焼却炉からのばいじんについて苦情	
H7.9.13	②	ＲＤ、ばいじんについての調査及び改善に関する報告書提出	
H7.10.31	①	産業廃棄物処理業変更届（焼却業）	焼却炉更新
H8.2.5	①	特別管理産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
H8.4.30		廃プラ保管場所において火災（ぼや）が発生	
H8.5.17	②	火災事故について報告書提出	
H8.5.22	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加

H8.6.12	④	焼却炉からのすす（ばいじん）について苦情	
H8.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（焼却業、乾燥業、破砕業、最終処分業）	更新許可
H8.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H9.12.16	①	特別管理産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
H10.2.18	②	ＲＤ、焼却炉の裏にある松が枯れていることに対して、旧ＲＤ社焼却炉の影響を調査する旨の書面を提出	
H10.5.27	①	産業廃棄物処理業廃止届（最終処分業）	埋立終了
H10.6	②	ＲＤ、是正計画書提出	
H10.6.2	①	旧ＲＤ社に対し改善命令発令	
H10.6.12	②	ＲＤから産業廃棄物処理施設変更許可申請	
H10.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H10.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（焼却業）	更新許可
H10.7.2	④	汚水の排出について苦情	
H10.7.3	①	ＲＤに対し産業廃棄物処理施設許可申請	
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設変更許可（最終処分場）	第１処分場：面積・容量の増
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設変更許可（最終処分場）	第２処分場：面積・容量の増
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設許可（焼却、乾燥）	ガス化溶融炉
H10.11.11	④	焼却時の悪臭について苦情 立入調査により第２処分場側の深堀工事が判明	
H10.11	②	旧ＲＤ社が深堀工事に関する見解文書を提出	
H10.12	②	ＲＤ、深堀工事における廃棄物埋立を認め、是正計画書を提出	
H10.12.16	①	ＲＤに対し、速やかな改善命令の履行を行うよう文書通知	
H10.12.25	①	深堀箇所の良質土による埋め戻し等確認	
H11.10.12		住民通報により、処分場東側雨水側溝排水マス内の硫化水素ガス測定 22～50ppm 強を検出	
H11.10.18	④	硫化水素発生原因を突き止める等の緊急申し入れ書受理	
H11.10.20	①	住民要請により、県から RD に対し是正工事の中止を要請	
H11.10.25	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却施設、乾燥施設）	休止届
H11.10.25		硫化水素調査計画（案）にかかる住民団体との協議	
H11.10.28		県、住民共同による処分場内廃棄物サンプリング調査	2/18 結果公表
H11.10.29	④	硫化水素発生に伴う申し入れ書受理	
H11.11.1	⑦	旧ＲＤ社、住民を相手方とし公害調停を申し立て	
H11.11.4	①	旧ＲＤ社に対し、最終処分場の硫化水素発生原因の究明と対策について文書指導	
H11.11.8	⑥	処分場への早期適正指導に関する要請書受理	
H11.11.16	⑥	早期適正指導についての意見書受理	
H11.11.27		第１回硫化水素調査委員会開催	
H11.12.1	④	旧ＲＤ社免許停止に関する要請書受理	
H11.12.8	④	調査対策等を求める要望書、署名受理	
H11.12.20		知事、処分場視察、住民代表と面談	

H11.12.21		排水管周辺のボーリング調査のための準備調査実施	22 日まで
H11.12.24	④	ガス化溶融炉に関する要求書受理	
H12.1.5	④	住民団体と知事との交渉申入書受理	
H12.1.6		第 2 回硫化水素調査委員会開催	
H12.1.13	④	住民への説明会開催の申入書受理	
H12.1.14		硫化水素発生原因調査（ボーリング調査）を２地点で実施 うち、１地点で深さ９ｍにおいて硫化水素 15,200ppm を検出	
H12.1.19	④	ＲＤのガス化溶融炉についての質問書受理	H12.2.17 回答
H12.1.24	①	旧ＲＤ社に対し、文書により産業廃棄物処分業の自粛要請	
H12.1.25	④	ガス化溶融炉公開説明会開催の申入書（督促）の受理	
H12.1.25	④	旧ＲＤ社ボーリング調査の採取物厳重保管に係る申入書受理	
H12.1.25		ボーリング調査データおよび調査委員会のコメントを公表	
H12.1.25		ＲＤ、中間処理業の自粛	
H12.1.26		硫化水素高濃度発生区域を特定するためのメッシュ調査（29 地点）実施	
H12.2.1		第 3 回硫化水素調査委員会開催	
H12.2.13		町民大集会（住民団体主催）開催	
H12.2.18	③	県、栗東市による第 1 回住民説明会開催（約 300 人参加）	
H12.2.23	②	旧ＲＤ社硫化水素除去実施計画受理（24 日、県条件を付し承認）	
H12.2.23	④	旧ＲＤ社、硫化水素除去のための処分場内作業を無断着手し、住民団体より苦情	
H12.2.24	④	処分場からの重機撤去等の緊急要請書受理	
H12.2.24	②	旧ＲＤ社処分場内作業にかかる顛末書受理	
H12.3.8		ガス抜き開始	
H12.4.3	⑧	住民、旧ＲＤ社を相手方として公害調停を申し立て	
H12.4.14	④	水質浄化等に関する要請書受理	
H12.4.26	②	ＲＤ、硫化水素発生に伴う掘削調査実施計画書提出	
H12.5.8		第 4 回硫化水素調査委員会開催	
H12.5.9	④	ガス化溶融炉に関する要請書受理	H12.5.16 回答
H12.5.19	③	第 2 回住民説明会開催	
H12.6.2	④	経堂ヶ池の水質浄化に関する要求書受理	
H12.6.14	④	原因究明・除去求める署名受理（約 3 万 6 千人分）	
H12.7.4		県議会に実施解明求める請願書提出（7/13 採択）	
H12.7.4		地下２ｍの表層ガスの全体調査（6/22 の続き） １地点から硫化水素ガス 22,000ppm を検出	
H12.7.6		第 5 回硫化水素調査委員会開催	
H12.7.17	②	ＲＤ、掘削調査および硫化水素除去装置設置にかかる計画書提出	
H12.7.26		22,000ppm を検出したポイントにおいてガス抜き管敷設のためのボーリング開始	
H12.9.11	④	ガス化溶融炉部分の建築許可等に関する質問書受理	H12.9.29 回答
H12.9.21		第 6 回硫化水素調査委員会開催	
H12.10.5	④	硫化水素調査委員会の運営に関する質問書受理	H12.10.25 回答
H12.10.13		区域外で廃トレー撤去作業実施、放射線量確認	

H12.11.8		知事、定例会見で高濃度区域の掘削、地下水調査の実施を表明	
H12.12.4	④	県が行う調査の実施に係る協議公開等の要望書受理	
H12.12.8		第7回硫化水素調査委員会開催	
H12.12.22	⑥	ＲＤ最終処分場廃棄物処理施設における安全性の確保要請書受理	
H13.1.11		高濃度区域掘削のための準備工開始	
H13.1.12	④	住民協議への出席要請書受理	H13.1.19 回答
H13.1.24		知事、掘削作業を視察、住民代表と面談 高濃度区域のオール・ケーシングによる掘削	
H13.2.1	④	ドラム缶埋立に係る掘削場所についての見解書受理	
H13.2.2		掘削廃棄物の一般公開	
H13.2.6		地下水調査のためのボーリング開始	
H13.2.7		ＲＤ、ガス化溶融炉断念を公表	
H13.2.7	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却、乾燥）	ガス化溶融炉の廃止
H13.2.10		住民集会、知事出席	
H13.2.23		地下水採水、二次元電気探査実施、現場作業終了	
H13.2.23	②	ＲＤ、ガス化溶融炉の解体撤去計画を提出	
H13.4	④	処分場および周辺環境の実態を明らかにし、対策を実施する要望書受理（約168名）	H13.5.15 回答
H13.4.16	⑥	原因究明および排水対策実施に係る要請書受理	
H13.4.27	①	産業廃棄物処理施設使用届（破砕）	
H13.5.16		第8回硫化水素調査委員会開催	
H13.5.21		知事、定例会見で住民不安解消のため、必要最小限の掘削継続を表明	
H13.6.8	⑥	処分場内のガス定量分析に係る要請書受理	
H13.6.21	⑤	栗東市に対し、㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会と県調査委員会との連携について依頼	
H13.6.25	④	住民説明会に先立つ質問事項等に係る文書受理	H13.6 回答
H13.6.29	④	経堂ヶ池の水質保全に係る要求書受理	H13.8.17 回答
H13.7.8	③	第3回住民説明会開催	
H13.8.6	④	深堀地点の対策について緊急要望受理	
H13.8.22	④	旧ＲＤ社許可更新および早期解決等についての要望書受理	
H13.8.24	⑥	業許可に係る厳正審査の要請書受理	
H13.8.27	④	図面提出に際しての県の対応に対する意見書受理	
H13.8.29	③	県、対策試案を住民に提示	
H13.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H13.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（破砕業）	更新許可
H13.9.7		収集運搬業、処分業（破砕）について更新許可、焼却は失効	
H13.9.25		廃トレーの埋立処分に関して10/25～11/23の営業停止処分公表	
H13.10.11		県、8/29の試案に基づく対策案を提案	
H13.10.16	⑥	地下水対策および排水対策の実施に係る要請書受理	
H13.11.27		県、対策を法に基づく改善命令で行わせるよう回答	

H13.12.25	④	是正対策に係る申入書受理	
H13.12.26		住民団体と 11/27 協議時の確認書調印	
H13.12.26	①	ＲＤに対し改善命令発令	
H14.2.6	③	水処理施設、沈砂池設置に係る改善計画について住民団体に説明	
H14.3.13		ＲＤが改善命令（廃棄物の移動）について、環境大臣に審査請求書を提出していた事が明らかになる	
H14.3.17	③	改善命令についての住民説明会開催	
H14.3.25		環境大臣への審査請求に関する説明会開催	
H14.3.29	⑥	ガス対策の実施に係る要請書受理	
H14.4.5	③	掘削移動、北尾法面後退に係る改善計画について住民団体に説明	
H14.4.11	④	北尾地区側法面後退に係る要望書受理	
H14.6.28	②	ＲＤ、改善命令の履行期限延長願提出	
H14.6.30	①	改善命令の 6 月 30 日期限を 11 月 30 日に変更を決定	
H14.7.2	④	改善の実施と具体的に実施していくための計画書についての要望兼質問書の受理	H14.7.19 回答
H14.8.6		処分場外旧鴨ヶ池において高アルカリ排水原因調査実施 調査と並行して改善命令の沈砂池、水処理施設設置工事	
H14.11.15	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却施設、乾燥施設）	施設の廃止
H14.11.26	③	住民団体に対して、高アルカリ調査、浸透水・土壌分析結果について説明	
H14.12.26	⑥	改善命令の早期履行に関する要請書受理	
H14.12.27	④	強アルカリ排水原因に関する要望書受理	H14.12　回答
H15.2.14		ＲＤ、水処理施設試運転	
H15.3.27	④	北尾地区側法面後退工事における有害廃棄物等の分析検査にかかる要望受理	
H15.6.5	④	調査対策等を求める要望書受理	
H15.6.6	⑥	焼却炉の撤去指導に係る要請書受理	
H15.7.1		栗東市が㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（栗東市設置）の経過報告を広報（特集版）	
H15.7.16	④	県調査に係る検体前処理に関する質問書受理	H15.7.31 回答
H15.7.26		栗東市による住民説明会開催	
H15.8.25	④	県調査に係る検体前処理に関する質問書(2)受理	H15.9.16 回答
H15.9.12	④	北尾地区側法面後退工事等に関する要望書受理	
H15.9.24		県が H13.1～5 月に実施した掘削・廃棄物採取、周縁地下水・浸透水の分析にかかる２つの調査について住民監査請求	
H15.10.14	⑥	指導強化の要請書の受理	
H15.10.17	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（最終処分場）	第 1 処分場：面積・容量の変更
H15.10.17	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（最終処分場）	第２処分場：面積・容量の変更
H15.10.29	④	ＲＤ問題の早期解決を求める要望書受理	H16.1.27 回答

H15.11.5		北尾側環境改善工事にかかる事前調査として、切土区域については硫化水素、盛土区域については揮発性有機化合物について表層ガス調査および表層ガス検出地点等についての重機を用いた坪堀調査を実施	
H15.11.26	⑥	ＲＤ産業廃棄物最終処分場の問題解決に係る要請書受理	H15.11.26 回答
H15.12.3		北尾側環境改善工事にかかる県の対応について住民監査請求	
H15.12.4		北尾側環境改善工事着工	
H15.12.22		９月に実施した周縁地下水・場内浸透水等に係る水質結果公表	
H16.1.7	④	有害物除去のための基本的全体的計画の立案等の要望書受理	H16.2.13 回答
H16.1.29		ＲＤが出していたいわゆる深堀穴修繕工事に対する行政不服審査請求に対して、環境省が棄却採決	
H16.2.22		知事、北尾側環境改善工事現場視察および地域住民と懇談	
H16.3.10		北尾側環境改善工事の切土工、廃棄物の移動工、盛土工、法面の整形、覆土工等の工事が一定完了	
H16.4.21	④	住民立会に関する異議申入書受理	
H16.4.22		北尾側平坦部下の確認調査（表層ガス調査）を実施	
H16.4.27	④	ダイオキシン対策についての要望書受理	
H16.5.24		北尾側平坦部下の確認調査（重機坪堀調査）を実施	
H16.7.16		重機坪堀調査結果（溶出・含有試験）を公表	
H16.8.4	④	現時点の重点的取組に関する要望書受理	H16.8.27 回答
H16.9.2	⑥	早期解決への要望書受理	
H16.9.24	②	旧ＲＤ社が、深堀箇所の是正工事計画書を提出	
H16.9.27	④	知事回答が不服として、不服表明書提出・受理	
H16.11.29	④	深堀箇所の完全修復を求める要望書受理	
H16.12.20	④	処分場内の工事と調査に関する要望書受理	H17.3.22 回答
H17.2.16		周辺住民の工事状況（底面）見学会（36 名参加）	
H17.2.22		是正底部簡易ボーリング調査	
H17.3.8		薬液注入工事開始（3/14 まで）	
H17.3.11	④	改善工事についての質問書受理	H17.4.15 回答
H17.3.14	④	住民団体知事面会（計画変更の申入書受理）	
H17.3.22		「埋め戻し容認は違法」として、知事告発と住民監査請求を表明	
H17.3.23		監査委員事務局に滋賀県職員措置請求書（住民監査請求）提出	
H17.4.1	④	深堀穴改善命令実施に関する質問状受理	H17.4　回答
H17.4.22	⑥	ＲＤ最終処分場の問題解決の要望書受理	
H17.5.9		埋め戻し容認について知事告発	
H17.6.28	⑥	地下水汚染防止工事における確認事項受理	
H17.6.30		是正工事完了	
H17.7.13	④	アスベスト処理に関する申入書受理	
H17.7.26	④	深堀工事等に関する公開質問状受理	H17.8.31 回答
H17.9.12	④	深堀工事等に関する公開質問状再提出・受理	H17.10.11 回答
H17.9.30		ドラム缶掘削調査	
H17.10.11	④	ＲＤ最終処分場の全容解明と無害化の計画立案と実行に係る要望書受理	H17.12.15 回答

H17.10.13	④	実体解明と有害物撤去等の適正な措置を求める公開質問状受理	H17.12.15 回答
H17.10.27	⑥	ＲＤ最終処分場問題解決の要請書受理	
H17.12.16		ドラム缶追加掘削調査（12/22 まで）	
H17.12.26	④	ドラム缶分析に係る要望書受理	
H18.1.16	④	ドラム缶と汚染廃棄物・土壌撤去に関する申入書受理	
H18.1.25	⑥	栗東市議会知事に意見書提出	
H18.3.1	①	産業廃棄物処理業廃止届（収集運搬業）	
H18.3.15	④	掘削したドラム缶等の保全申し入れ書受理	
H18.3.23	④	危険物撤去等に関する要請書受理	
H18.3.31	①	産業廃棄物処理業廃止届（破砕業）	
H18.4.12	①	旧ＲＤ社に対して措置命令発出	
H18.5.12	④	ＲＤ最終処分場の有害物撤去についての要望書受理	
H18.5.17	④	ＲＤ最終処分場問題に対する行政対応についての質問書受理	H18.8.9　回答
H18.6.19		ＲＤ破産手続開始決定官報公告 副知事による緊急記者会見	

（2）旧ＲＤ社の破産手続開始以降

年月日	概　要
H18.6.22	滋賀県ＲＤ問題対策会議設置
H18.8.17	環境省の不法投棄等事案対応支援事業に基づく「専門家チーム」の来県
H18.10.6	対応方針（案）の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H18.12.26	ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.1.29	第 2 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.2.27	ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.3.12	専門部会の開催
H19.3.27	第 3 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.4.23	第 2 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.5.7	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第 2 回専門部会の開催
H19.5.8	ＲＤ最終処分場追加調査（ボーリング調査）の実施（～8 月 28 日）
H19.5.17	第 4 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.5.21	第 3 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.6.1	ＲＤ最終処分場追加調査における高アルカリ地下水の検出(記者公表)
H19.6.18	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第 3 回専門部会の開催
H19.6.25	第 4 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.6.28	第 5 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.7.26	第 5 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.7.30	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第 4 回専門部会の開催
H19.8.4	ＲＤ最終処分場の追加調査（ボーリング調査）の現地説明会の開催
H19.8.21	第 6 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.8.31	第 6 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.9.26	第 7 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会資料（ＲＤ最終処分場追加調査結果等）の概要について(記者会見)

H19.10.3	第1回ＲＤ最終処分場問題対策委員会協議会の開催
H19.10.11	第7回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.10.15	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第5回専門部会の開催
H19.10.25	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第6回専門部会の開催 第7回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.10.30	ＲＤ最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（11月2日中止）
H19.11.12	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第7回専門部会の開催
H19.11.14	第8回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.11.15	第8回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.1	第9回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.12.3	第9回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.18	第10回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.25	第11回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.27	第10回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.1.14	第11回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.1.31	第12回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H20.2.4	ＲＤ最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（～3月11日）
H20.2.9	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第8回専門部会の開催（雪のため中止）
H20.2.14	第13回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H20.2.23	第12回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.2.25	ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会報告書を知事に提出
H20.3.15	第13回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.3.21	第14回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.3.26	第15回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.4.9	ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）を知事に提出
H20.5.11	ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）にかかる知事と住民との意見交換会
H20.5.15	実施計画策定（対策工選定）の基本方針の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H20.5.28	ＲＤ最終処分場地元説明会の開始（～６月12日） ５月28日北尾団地自治会、５月31日小野自治会、６月２日上向自治会、６月５日中浮気自治会、６月10日赤坂自治会・日吉が丘自治会、６月11日栗東ニューハイツ自治会、 ６月12日産廃処理問題合同対策委員会
H20.5.28	旧ＲＤ社および元代表取締役に対して措置命令 １　埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。 ２　埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。 ３　発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。 ４　使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。 着手期限：平成20年(2008年)7月28日　履行期限：平成23年(2011年)9月27日
H20.6.4	旧ＲＤ最終処分場への措置命令の公告
H20.6.20	環境・農水常任委員会でＲＤ最終処分場の地元自治会長らが参考人招致

H20.6.27	ＲＤ最終処分場の周辺自治会長と県との会議の開催
H20.7.24	旧ＲＤ社元役員等3名に対する措置命令 埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。 着手期限：平成20年(2008年)12月24日　履行期限：平成23年(2011年)9月27日
H20.8.6	ＲＤ最終処分場地元説明会の開始（２回目）（～9月21日） ８月６日上向自治会、９月２日赤坂自治会、９月３日栗東ニューハイツ自治会、９月４日中浮気団地自治会、９月５日日吉が丘自治会、９月11日産廃処理問題合同対策委員会、９月21日小野自治会
H20.9.17	旧ＲＤ社元代表取締役に対する刑事告発
H20.10.8	住民説明会を順次実施 10月８日中浮気団地自治会、10月10日小野自治会（役員会）、10月17日日吉が丘自治会、10月18日赤坂自治会、10月24日栗東ニューハイツ自治会、10月28日上向自治会、10月29日小野自治会（総会）、10月30日産廃処理問題合同対策委員会、12月３日北尾団地自治会臨時総会（知事出席）
H20.11.4	各自治会に「よりよい原位置浄化策」に対する同意要請の文書を送付
H21.1.16	栗東市長から知事あてに要望書を提出
H21.1.21	知事から栗東市長あてに回答書を提出
H21.1.28	栗東市議会における議決（実施計画策定の基本とすることについて同意：付帯決議あり）
H21.2.5	現時点における県の対応を説明（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H21.4.30	ＲＤ最終処分場問題に関する周辺自治会長会議
H21.5.12	「ＲＤ最終処分場問題に関する周辺自治会長会議」（4月30日開催済）を欠席された自治会への説明
H21.5.27	周辺自治会連絡会からの「ＲＤ安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）についての要望」
H21.5.14	ＲＤ最終処分場問題についての合同対策委員会に対する説明会
H21.5.29	ＲＤ最終処分場問題についての周辺自治会合同説明会
H21.7.29	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去実施設計業務委託業務着手 産業廃棄物最終処分場支障除去緊急対策工実施設計業務委託業務着手
H21.9.4	ＲＤ問題周辺自治会連絡会との話し合い
H21.11.2	ＲＤ問題周辺自治会連絡会に対する説明会（緊急対策工事等）
H21.11.22	環境副大臣現地視察・地元住民との意見交換会
H21.11.24	ＲＤ問題周辺自治会連絡会に対する説明会（緊急対策工事等） 周辺自治会連絡会からの「ＲＤ安定型最終処分場の対策工実施への基本要求」提出
H22.1.23	ＲＤ最終処分場問題解決に向けた今後の対応方針にかかる話し合い
H22.1.28	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去工事着手
H22.2.15	「今後の県の対応」に対するＲＤ問題周辺自治会連絡会からの確認事項等に対する回答内容についての説明会
H22.2.16	産業廃棄物最終処分場水処理施設修繕工事着手
H22.2.17	産業廃棄物最終処分場緊急対策工事着手（仮設シート工、環境改善工、室内仮置廃棄物保管対策工、水路補修工）
H22.3.29	「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」に関する周辺自治会代表者会議

H22.4.20	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.5.17	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.5.28	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.6.17	「今後の県の対応」に対する北尾団地自治会からの同意書の提出
H22.6.20	「今後の県の対応」に対するＲＤ問題周辺自治会連絡会からの見解書の提出
H22.6.22	産業廃棄物最終処分場水処理施設修繕工事完了
H22.6.28	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.7.23	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去工事完了
H22.7.26	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.8.5	ＲＤ事案の解決に向けての覚書の締結
H22.8.10	産業廃棄物最終処分場緊急対策工事（仮設シート工、屋内仮置廃棄物保管対策工他）完了
H22.8.24	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.9.8	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.10.13	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.10.30	第１回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H22.11.24	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.12.27	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.1.7	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.1.23	第２回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.2.3	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.3.7	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.3.20	第３回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.3.28	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.4.12	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.5.12	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.6.19	第４回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.6.29	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.7.13	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.8.23	第５回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.9.5	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.9.15	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.10.27	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.11.14	「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書」を交わす。 「旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書」を交わす。
H23.11.18	第１回再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.11.30	環境審議会廃棄物部会（実施計画案についての意見とりまとめ）
H23.12.3	第２回再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.12.5	実施計画案についての栗東市からの意見報告
H23.12.8	実施計画案についての環境審議会からの意見報告
H23.12.10	第３回再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.12.13	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い

H23.12.20	環境審議会廃棄物部会(実施計画案についての意見書の採択)
H23.12.26	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.1.10	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.1.25	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.2.12	第 6 回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H24.2.21	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.5.16	二次対策基本方針の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H24.5.21	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.5.31	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.6.6	環境審議会廃棄物部会
H24.6.7	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣同意
H24.6.12	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.6.17	第 7 回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H24.7.2	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.7.9	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.7.24	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.8.2	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.8.21	一次対策工事（廃棄物土掘削、浸透水揚水井戸設置）の契約締結
H24.9.11	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.9.12	第 8 回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H24.9.20	一次対策で発生する廃棄物の運搬・処分委託の契約締結 北尾団地自治会が県に二次対策工事に対する要望書を提出
H24.9.26	北尾団地自治会からの要望に対する県の回答を提示
H24.10.3	「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書」を交わす 「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」を交わす
H24.10.18	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.10.29	環境審議会廃棄物部会
H24.11.26	環境審議会廃棄物部会
H24.12.6	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.1.31	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.3.21	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.3.26	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場（旧ＲＤ最終処分場）に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣同意
H25.3.27	環境審議会廃棄物部会
H25.5.28	第 1 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.8.5	第 2 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.10.22	第 3 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.11.27	第 4 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.12.20	二次対策工事（廃棄物土・有害物掘削工、廃棄物選別工、汚染地下水拡散防止対策工、浸透水処理施設工)の契約締結
H26.1.15	第 5 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会

H26.2.17	第 6 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.3.25	旧ＲＤ社破産手続廃止決定の公告（官報）
H26.4.28	第 7 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.8.11	第 8 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.8.29	第 9 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.11.27	第 10 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.1.29	第 11 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.5.14	第 12 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.9.1	第 13 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.12.22	第 14 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.3.14	第 15 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.6.27	第 16 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.9.5	第 17 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.12.22	第 18 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.3.16	第 19 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.6.12	第 20 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.9.11	第 21 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.11.24	第 22 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.11.29	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場（旧ＲＤ最終処分場）に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣(変更)同意
H30.2.13	第 23 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H30.6.11	第 24 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H30.9.10	第 25 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H30.10.22	第 26 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H31.1.11	第 27 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H31.3.13	第 28 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R1.6.10	第 29 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R1.9.13	第 30 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R1.11.18	第 31 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.2.13	第 32 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.3.11	県議会環境・農水常任委員会報告「ＲＤ問題の解決に向けた取組の実施状況について」
R2.6	第 33 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R2.8.27	第 34 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.11.20	第 35 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.12.15	県議会環境・農水常任委員会報告「ＲＤ問題の解決に向けた取組の実施状況（令和２年９月末）について」
R2.12.23	旧ＲＤ最終処分場問題に係る住民と知事との意見交換
R3.2	第 36 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.6	第 37 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.6	第 1 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.9	第 38 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)

R3.11.26	第 39 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.2	第 40 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R4.2	第 2 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R4.3.9	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場問題の解決に向けた取組状況について」
R4.6.10	第 41 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.9.6	第 42 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.11.25	第 43 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.11.25	第 3 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R5.2.7	第 44 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.3.8	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について」
R5.6.9	第 45 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.9.12	第 46 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.11.24	第 47 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.11.24	第 4 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R6.2.8	第 48 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.3.8	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について」
R6.6.7	第 49 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.9.9	第 50 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.11.25	第 51 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.11.25	第 4 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R7.2.4	第 52 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.3.11	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について」
R7.6.9	第 53 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.9.3	第 54 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.11.18	第 55 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.11.18	第 5 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R8.2.10	第 56 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R8.3.11	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について」

2　地元自治会、住民団体からの要望等

地元自治会や住民団体から県に提出された要望書等のうち、第2章で記述したものを掲載する。なお、掲載にあたって文章は原文どおり記述しているが、一部段落構成等を修正している。

(1) 陳情書（考える会）

アール・ディ・エンジニアリング社の埋め立て処分場の調査と「ガス化溶融炉」の安全を確認させる陳情書（平成 11 年（1999 年）12 月８日付）

陳情の趣旨

現在の埋め立て処分場および焼却施設については、住民の複数の代表や専門家を含む調査委員会を設置し、具体的な調査をして下さい。また、「ガス化溶融炉」については、地元住民の納得が得られるような安全の確認がなされるまで、建設を中止し試運転をさせないで下さい。

陳情の理由

栗東町小野地先にある産業廃棄物処理アール・ディ・エンジニアリング社は、「ガス化溶融炉」を安全の保障のないまま稼動させようとしています。ガス化溶融炉は、現在まで、実用プラントでの稼動実績はなく、ガス漏れ事故の危険性も指摘されているにもかかわらず、住民には十分な説明はありません。ガス化炉の運転は、原発並みの慎重さが要求される複雑でデリケートな炉です。廃棄物研究財団の技術評価書には、『炉内状況の急激な変化における一酸化炭素を含む高温度ガスの噴出などの可能性に対し、実用炉では安全性に万全を期すことが必要である。』と書かれています。県行政は業者に対し即刻建設を中止し、住民の納得が得られるような安全の確認ができるまで、ガス化炉の試運転をさせないで下さい。

また、近隣の地域住民は、二十年にわたりアール・ディ・エンジニアリング社が行ってきた産業廃棄物の焼却と埋め立て処分によって、生活も環境も破壊されてしまうという不安がつのっています。現在この処分場近くの住宅地にある配水管の調査では 143 ppm の硫化水素、300ppm 以上の一酸化炭素、その他可燃ガスが検知されています。二十年来のこれら違法な埋め立ての結果が、高濃度の硫化水素の噴出となって現れたのは明らかです。県行政は責任をもって、住民の複数の代表と専門家を含めた調査を処分場全体でして下さい。そして住民の健康と生まれてくる生命に対して責任ある対策を実施されますよう要望いたします。

知事におかれましては、以上のことを真摯に受けとめられ早急に対処されるよう求めます。

(2) 要求書（合同対策委員会）

要求書（平成 11 年（1999 年）12 月 24 日付）

＜要求事項＞

栗東市小野地先に於いて、(株)RDエンジニアリングが建設中の「ガス化溶融炉」の件に関し、下記の3項目を要求致します。

(1) 滋賀県主催において、(株)RDエンジニアリング、産業廃棄物処理問題合同対策委員会、栗東町を交えた合同説明会を開催し、安全性、事故の責任追及及び補償問題、危険性などの十分な説明と討議を行うこと。

(2) (株)RDエンジニアリングによる「ガス化溶融炉」新設の許認可に至る経過及び全て環境資料の開示及び提出。

(3) 上記項目を速やかに行い、住民が安全を納得しない限り「ガス化溶融炉」の試運転及び運転を許さないことを(株)RDエンジニアリングに命ずること。

(3) （株）ＲＤエンジニアリングのガス化溶融炉について（考える会）

ア　県に提出された文書

（株）ＲＤエンジニアリングのガス化溶融炉について（平成 12 年（2000 年）１月 19 日付）

表題について日頃は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

つきましては,本設備の仕様及び安全性に関し詳しい説明を得ておりません。

今回,差し当たり別紙のとおり質問事項をまとめましたので,ご多忙の中,申し訳ありませんが平成 12 年1月 29 日までに書面にてご教示くださいますようにお願い申し上げます。

以上

別紙

1 炉の設置場所及び耐震強度などについての質問

＊現在建設されている荏原製流動床ガス化溶融炉(以下ガス化炉という)の設置場所は,以前に廃棄物が埋め立てられていた場所で埋立地からは可燃性ガス及び有毒ガスが検出されているが大丈夫なのか？ また,阪神淡路震災規模の災害時,基礎及びガス化炉本体の強度は大丈夫なのか？

2 県が認識する事故の定義及び責任の所在についての質問

＊ダイオキシンの排出は,1 ナノグラムと説明されているが,それ以上のダイオキシンを排出した場合は事故であるのか？又は国の排出基準以下であるならばよしとするのか?

＊天災。人災及び人為的ミスによるなどあらゆる場合において施設外に有毒ガスが漏洩した場合は,事故であるのか,過失であるのか?

＊事故発生時,許認可権者の責任範囲は?

＊地下水汚染及び近隣河川の汚染が判明した場合の対応策を明確に説明していただきたい。

3 事故時の全面補償に関する質問

＊地域住民の健康保障はどのように考えているのか?

＊農作物などの補償は考えているのか?

＊全面補償のための保険の加入はさせるのか?

4 県のガス化炉に対する認識についての質問

＊直接溶融炉と熱分解溶融炉の違いを認畿しているのか?

＊県が認識している安全性を述べていただきたい。

＊当該ガス化炉と同様のシステムのガス化炉が事故を起こしているが,危険性の認識はあるのですか?

5 その他本稼動及び試験運転についての質問

＊近じか行うとしている試運転では稼動時と同条件で廃棄物を焼却しデーターを取るのか?単一品目の焼却でデーターを取るのか？試運転時に事故が発生した場合,県知事及び県議並びに県職員は責任をとって頂けるのか?

＊硫化水素発生原因の調査結果が出ていない状態や可燃性ガス及び一酸化炭素が埋立地から出ている状態で試運転は可能であるのか？

イ 県からの回答

株式会社アール・ディエンジニアリングのガス化溶融炉について（平成 12 年（2000 年）２月 17 日付）

平成 12 年1月 19 日付けで当課冨板参事に依頼のありましたこのことについては、下記のとおり回答いたします。

記

平成 10 年 7 月 3 日付で許可した(株)アール・ディエンジニアリングのガス化溶融施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。) に照らして審査し、適法な施設であるとして許可いたしました。

今後、施設完成後の使用前検査につきましては、一定期間の試運転により施設の機能が廃棄物処理法に定める性能を有していることを確認のうえ、実地稼働を認めることとしております。

また、施設稼働後の維持管理につきましては、定期的な監視指導を実施しその適正を期したいと考えております。

(4) 要請書 (小野行政区)

要請書 (平成 12 年 (2000 年) 6月2日付)

栗東町小野地先にあります,(株)RD エンジニアリングの産業廃棄物処分場から大量の硫化水素が発生し,調査に当たられました関係者の方々は大変であったことと思います,又近隣の住民も大変な不安を感じて毎日の生活を送っています。又県.町におきましてはその後,安全を確保するための処置を取られて一日も早く硫化水素発生の原因究明と処理をされることと思いますが,私たち小野区民も一日も早くこの問題の解決に向けて,県.町が一日の努力をされることを強く要望致します。

さらに.ご存じのことと思いますが小野には産業廃棄物処分場の下に経堂ケ池があります.この池が数年前から汚れが酷くなり小野区民からも心配の苦情も出ていますし,とくに農家の方々からは農産物に悪影響が出ないのかと言った心配がありましたので関係機関にお願いして経堂ケ池の水質調査をしていただきました又小野行政区としても独自で調査を行ないました,その結果,県.町は人体にも晨作物にも影響が無いと安全宣言をされました又小野行政区が行ないました水質調査の結果を見ましても農産物には影響が無い結果が出ました。しかし双方の調査資料からは共通して汚れた水であることが実証されました。それは県.町が調査されました資料では透視度が 24 センチしか無く琵琶湖南湖よりはるかに悪く又小野行政区が調査した資料では.水素イオン濃度(pH).化学的酸素要求量(CODmn) 浮遊物質量(SS)の値が高い結果が出ています,この結果から見て経堂ケ池の水が非常に汚れていることが実証されました。小野行政区としては今すぐにでもこれ以上の水質悪化を防ぐ為に県.町に対して水質浄化対策に至急取り組まれることを強く要請します。さらに県が予定されております産業廃棄物処分場の硫化水素発生原因究明の為の今後の作業において予想される処分場からの汚水が経堂ケ池に流れ落ちないよう細心の対策を立てられるよう重ねて要望します。

追記 小野三ツ池の水質について,経堂ケ池と同様三ツ池についても年々水質の悪化が日立つようになっています,この問題についても昨年から町関係者と話を進めてまいりましたが,協議するに至らず今のところ解決策が見いだせないままになっています,現状では三ツ池.にごり池の上に住宅地その他があり,そこから流れ出る排水が直接池に落ちていて池を汚しているのと周辺の環境も悪くこのままにしておくと三ツ池の水も人体.農産物にも影響が出てくるものと心配しています,小野行政区としても水質調査をして見る必要があると思いますが,まず汚れの原因を追求して根本的に解決策を講じなければならないと思います,そうしたことから三ツ池.にごり池の水質浄化の為の対策も含めて,県.町においても早急取り組んでいただくよう重ねて要請いたします。

以上

(5) 要求書（小野行政区）

要求書（平成 12 年（2000 年）６月２日付）

栗東町小野地先にあります,(株)RD エンジニアリングの産業廃棄物処分場から長年にわたって流れ落ちた汚水及び汚泥によって処分場の下にある経堂ケ池の水質悪化と汚泥流入によるヘドロの蓄積により有害物質発生の原因となっています,私たち小野行政区住民はこのことによって非常に不安を感じています,過去を思い起こしますと今から約 30 年程前には経堂ケ池の水は山仕事に行った時には飲料水として利用し又現在の年配者が少年の頃には水泳もし,入札し池に魚を養殖して育てその魚を食料として住民の方々に利用してもらっておりましたが,栗東町が経堂ケ池の上にありました鴨ケ池に約 10 年間一般廃棄物等ゴミの捨て場として使用し,その周辺又は上に今度は産業廃棄物の処分場として約 20 年の間,現在の(株)RD エンジニアリングがゴミの処分をして来ました,その間約 30 年の間処分場から経堂ケ池に流れ出る汚水及び汚泥に対する防護対策をせず,垂れ流しの状態で今日まで来ておりましたが昨年の 8 月頃から環境問題が取り沙汰されるようになり今日では経堂ケ池の水質及び土壌の問題が大きく取り上げられ,農産物はもとより人体に悪影響を及ぼす有害物質が多量に含まれているのではないかと言われています,私たち小野の住民はこのまま放置しておけば更に大変な事態が予想されますので,その対策を早急に立て実行に移さなければならないと判断致しました,その結果,今年の 9 月中頃には経堂ケ池の水を全部放流して池の底に溜まっている有害物質を含んだ堆積物を全部取り除き更に処分場から池に入っていると予想される地下水を防ぐための防護壁を作ることを,滋賀県と栗東町に要求致します。

以上

(6) ケーシング法による追加掘削調査について（合同対策委員会）

ケーシング法による追加掘削調査について（平成 13 年（2001 年）２月１日付）

お尋ねの件について、以下のように返答致します。

複数の関係者の証言によれば、ドラム缶を埋めた場所は①旧焼却炉の下②鴨が池跡地③町道側の 3 カ所あります。このうち①の場所は技術的に不可能であり、②の地点は今後排水管調査で掘削される可能性が高いと思われます。そこで、③町道側の処分場内で調査していただくのが良いと判断致します。

証言者からは、この場所を 20～30 メートル掘削して埋めたと聞いております。ただし、この場所はこれまでの是正工事で一部改変されているため、すでにドラム缶が撤去されている恐れもあります。

証言者の名前は、本人の了解をとることが期限までに不可能であるために、現時点では申し上げられません。しかし、証言者の発言テープと弁護士立ち会いの下で作成した調書を提出することはできます。また、町道側壁面にドラム缶があることは写真等ではっきりしていますので、それを証拠として提出することや撮影者等の名前を出すことは可能です。

われわれとしては、この調査でドラム缶が発見されなかった場合、それをもって掘削調査が終了することを恐れています。以前から申し上げていますように、今回の調査では、的確にドラム缶を採取し、残留物の分析をしていただきたいと願っています。知事のご発言のように、今後も継続的に調査を行い徹底的な調査と対策を講じることを節に希望致します。

(7) 要望書（栗東市民 168 名の署名）

ア　県に提出のあった文書（平成 13 年（2001 年）４月付）　※県には５月 10 日着

栗東町では、産業廃棄物問題が大きくクローズアップされています。この問題は産廃処理業者である「(株)RDエンジニアリング」が、その営業活動(焼却、破砕、埋立てなど)によって、周辺の住民に被害を与えてきたために起っているものです。

RDエンジニアリングの処分場は「安定型処分場」であり、ここには「ガラス・陶磁器、コンクリート、廃プラスチック、ゴム」の四品日、つまり「埋めても変化しないもの」しか埋められません。これだけですと周辺の環境や住宅には影響がないはずです。

ところが、処分場から硫化水素などいろいろな有毒ガスがでて、住民は悪臭に悩まされ、不安をもって生活しています。処分場内では二二〇〇〇ppmという、致死量の二七倍もの硫化水素が検出されました。埋めてはいけない有機物を大量に埋めているためと考えざるを得ません。RD元従業員の「証言」によると、廃油が入ったドラム缶をそのまま埋めたり、医療機関や会社、研究所からの廃液をそのまま埋立地に流し込んだりしていたということです。

この有害物は、処分場からの排水によって近くの池や川に入っています。また地下に浸みこんで地下水に入る恐れがあります。このようなことになれば、栗東町の水系は破壊され、水道水の七割を地下水に依拠している町や住民はどうなるか心配です。

私は、滋賀県と栗東町がRD産廃処分場の実態(埋立物、浸透水、ガスなど)と周辺の環境の実態(地下水など)を早急に明らかにして、必要な対策を立てていただくことを強く要望するものです。

イ　県からの回答（平成 13 年（2003 年）５月 15 日付）

要望書を拝見いたしました。

平成 11 年 10 月の硫化水素の発生以来、私は近隣の住民の皆さんのご不安を一刻も早く解消することが行政の最大の責務であると考え、直ちに専門家による調査委員会を設置し、ガス吸引処理を行うとともに、処分場全体の表層ガス調査やボーリング調査、コア分析調査など原因究明のための調査や対策を種々実施してまいりました。

ただ、全国的にも初めての経験であり、思わぬ日時を要する結果となっていますが、今年1月には、硫化水素が高濃度で発生した地点2箇所について、硫化水素の発生原因を突き止めるための掘削調査に踏み切り、そこにどんな廃棄物が埋まっているのか、多くの住民の皆様にその場でご覧いただいたところであります。

まもなく調査結果が明らかになり、それについて5月 16 日には調査委員会の検討、評価をいただいたうえで住民の皆様方にご説明させていただくことにいたしております。その調査結果をもとに、さらに今後の調査の方向や具体的な対策を明らかにしてまいる考えでおりますし、これらについても住民の皆様とご協議をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、一日も早く地域の住民の皆様の不安を解消し、生活環境の安全確保ができるよう引き続き精一杯の努力をしてまいりたいと考えております。

(8) 北尾環境改善工事と覆土に関する要望書（合同対策委員会）

北尾環境改善工事と覆土に関する要望書（平成 15 年（2003 年）９月 12 日付）

私たち合同対策委員会はRD問題の早期解決に向けて取り組み、4年になろうとしています。知事には何回か直接お会いし、「住民が健康で安心して暮らせるために有害なものを取り除いてください」という私たちの願いをさまざま要望し、そのことに積極的に対応していただいてきました。このたび「改善命令」

の一環として北尾環境改善工事が計画されています。この実施に伴って下記のことを要望いたします。

1） 北尾法面後退に伴う「廃棄物を含む土壌」の移動先に予定されている場所の調査を行ってください。その場所に有害物がないことを確認したうえで移動させてください。とくに市道側には、「ドラム缶を埋めた」という証言があり、掘削し確認除去することを要望します。「知事はドラム缶の掘削、確認除去すると約束された」と私たちは信じて、期待しずっと待ち続けてきました。私たちは「今、県が実行に移す時が来た」と思っています。

ドラム缶が埋められている根拠としては、ベンゼンなど 150 種類ものガスの検出、市道側の県観測井の地下水から環境基準の 2.3 倍のダイオキシン検出などがあり、また市の調査委員会の調査結果では地下水が常に酸性（最高 pH4.4）を示し、水温も異常に高い（最高 28.5℃）状態が続き、総水銀も検出されています。さらに国際機関（オランダ）に依頼した検査では、石油類も検出されています。このような現状を理解していただき、ドラム缶等が埋められたかどうかの掘削調査、除去をしていただくことを改めて要望いたします。また、移動予定の他の場所には揮発性有機化合物が存在している可能性も高く、これらをあわせて早急に調査計画を立てて、実行してください。

2） 後退させる北尾法面の工事に伴って、同場所に存在している可能性のある有害物の調査と除去が必要です。その場所からベンゼン等が検出されています。この場所の調査は「確認書」で約束したことであり、法面工事に伴って調査をすることになっており、いよいよその時がきたものです。早急に事前調査計画案を出してください。

3） 北尾法面後退工事と整備は私たちも早急に行われることを希望するものですが、前記(1)と(2)はそれに伴って絶対的に必要なことです。そのことがなされたあとで、北尾法面工事の最終整備となる覆土用土壌は処分場内にある土壌で行うべきです。今回県から定期された覆土用の土（トラック 2330 台分、14000 ㎥）の搬入は認められません。以上の具体的な内容については合対との協議をしてください。

(9) 要望書（地域環境を守る特別委員会）

ア　県に提出のあった文書（平成 15 年（2003 年）10 月 29 日付）

日々、県民の幸福の増進のためご活動されていることに感謝申し上げます。

さて、1999（平成 11）年 10 月硫化水素が発生していることが露見したことで、一気に県民の注目を集めるようになった（株）RDエンジニアリングの産廃処分場問題（以下、RD問題）は、その後 2000 年7月議会において「実態の解明と有害物質の除去など適正な処理を求める」請願が採択され、これまで違法な放射性廃棄物や高アルカリ水原因物質の撤去等が行われてきました。また 2001 年1月には知事が同地を訪れ「精いっぱい原因の究明をやらせてもらう。業者の責任も考えていく」（京都新聞1月25 日付）「全国的にいい例となる結果を出したい」（中日新聞同日付）と住民に約束するとともに、12 月には業者に対して改善命令を出したことにより、処分場の改善は、一気に進むかと期待されました。

ところが、御承知のようにそれから2年が経とうとし、問題発生より4年が経つにもかかわらず、改善命令は履行されず処分場は一向に改善されておりません。そればかりか、栗東市の調査委員会の調査によって、処分場周辺において、水銀や砒素、ビスフェノールAなど新たな有害物が発見されても、県は問題可決に積極的に動こうとしていません。

これ知事の言う「精いっぱい」やった結果であり、「全国的にいい例」なのでしょうか?

地域住民はRD問題によって、身体的被害ばかりでなく精神的、経済的そして社会的被害を受け続けています。なかでも、直近の住宅地の住民の苦痛は大変なものがあります。一日も早く解決を図るべきです。そして、その責任の大きな部分は、産廃処分場の監督官庁である県にあることは言うまでもありません。

私たちは、地域最大規模の自治会の意思として、これまで以上の強いリーダーシップのもとで、この問題の解決に当たることを要望します。

具体的には、以下の対応をお願いします。

1. 周辺住宅地住民の生活上の安全確保を最優先して問題解決にあたってください。

まず救済されるべきは、被害を直接被っている周辺地域の住民です。問題発覚後、4年にもなろうとする今日、処分場の調査を理由にして、被害を放置する事は許されません。人命と人権の尊重をすべてに最優先してください。

2.周辺住宅地住民の生活上の安全が一定確保された段階で、処分場の徹底的な調査と安全対策を実施してください。

これまでの県が行って来た処分場調査の不備が指摘されています。また栗東市の調査では、処分場周辺から水銀や砒素、ビスフェノールA等が検出されています。議会決定された「実態の解明と有害物質の除去など適正な処理」はまだ終了していないのは明らかです。こんどこそ、徹底的な調査と安全対策を行ってください。

3.本格的な処分場の調査と安全対策については、新たに地域住民と専門家が参加した「(仮称)RD問題対策会議(以下、対策会議)を設置して、この問題の解決を進めてください。

この問題の解決が滞っている原因の一つは、廃棄物対策課が、対策原案を一方的に作り住民側がそれを批判するという構図が続いてきたことにあります。この際、住民側も信頼することのできる対策会議を作り、そこで対策を検討すべきだと思います。もちろん、対策会議の委員の人選に当たっては、地域自治の原則に則って、周辺住民の総意を反映した構成にしてください。

以上。

イ　県からの回答（平成16年（2004年）1月27日付）

株式会社アール・ディエンジニアリング(以下、「RD社」という。）の最終処分場につきましては、平成11年10月の硫化水素ガスの発生以来、県では、周辺住民の方々のご不安を払拭すべく、原因究明の調査をはじめ、処分場内の浸透水や周縁地下水の調査、ガス調査等、様々な角度から調査を実施し、これらの調査結果を踏まえ、また、地元住民の方々とも協議を重ね、理解をいただきながら、平成13年12月に、RD社に対して改善命令を発したところであります。

この命令に基づく改善工事の実施に際しましても、地元住民の方々と協議を重ね、必要な調査等も行い、一定ご理解をいただきながら進めて参ったところであります。昨年度には、水処理施設と沈砂池の設置を完成させ、また、北尾側環境改善工事につきましても、現在順調に取り組ませており、改善に向け着実に前進させていただいてきたものと思っております。

私は、今後も住民の不安をなくしていくという姿勢で、問題解決にあたってまいる所存であり、貴委員会からのご要望につきましては、下記のとおり対応してまいりたいと考えております。

なお、回答が遅れましたことにつきましては、申し訳なく思っております。今後とも、RD問題、さらには

県政全般につきまして、一層のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1について

ご要望にもありますとおり、県としては、これまで周辺住民の皆様の安全確保と生活環境の保全を第一に考えて問題解決に当たってまいりましたし、今後も、この姿勢を基本に対処してまいります。

ただ、問題発覚後、4 年という長い期日を要したことにつきましては、原因究明のために実施しなければならなかった必要な調査や、これを踏まえた改善命令の履行等について、住民の方々と協議を重ね、ご理解をいただきながら対応をしてきたこと等もあって、時間がかかったことにつきましては申し訳なく思っており、こうした経緯はご理解いただきたいと思います。

2について

問題解決には、まずは、県が発しました改善命令を着実に履行させていくことが何より大切であり、改善工事に順次取り組ませてきたところであります。

特に北尾側環境改善工事におきましては、事前調査として表層ガス調査を実施するとともに、移動廃棄物につきましても、目視確認や必要に応じサンプリング分析を行うなど、きめ細かな対応を進めているところであります。

また、この工事以外にも、これまでの調査結果や住民の方々との協議結果等を踏まえ、必要な調査を実施してまいります。

なお、これら調査により有害な廃棄物の存在が明らかとなった場合には、当然のことながら適正に除去させてまいります。

3について

今回の改善命令は、周辺住民の皆様とも協議を重ね、一定ご理解を得た上で発したものでありますことから、一方的に対策案を作ったものでないことをご理解いただきたいと思います。

今後も、周辺住民の皆様と協議を行い、理解をいただきながら、問題解決に向け適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、ご要望にありました「対策会議」の設置につきましては、貴重なご意見として承らさせていただきますが、現時点ではその設置は考えておりません。

(10) 要望書　ＲＤ産廃処分場の「全容解明」と「無害化」の計画を立て、実行してください（合同対策委員会）

ア　県に提出のあった文書（平成 17 年（2005 年）10 月 11 日付）

RD 産廃処分場には、多くの有害物、違法物が埋められ、その結果周辺環境は重大な汚染をきたしています。その有害物や環境汚染の状況は今日までの調査で明らかでありましたが、最近の調査でもさらに明確になってきています。だが県は、その有害物の存在や汚染の実態を軽視し、有害物と汚染を放置したままにしています。

処分場内には 150 種ものガスが発生しており、処分場下流の地下水には、水銀、鉛、ダイオキシン、ビスフェノールＡなどが高濃度に検出されています。

私たちは、何度も要望を繰り返してきましたが、いまだ根本的な対策がなされていません。処分場の有害物、周辺環境の汚染が一層明らかになった今、改めてRD処分場の「全容解明」と「無害化」を要望します。知事は「全国のモデルになるような解決をする」と言明されてからすでに5年を経過しています。いま実行する責任があります。

2004 年 12 月から始まった深掘地帯での水質の検査放棄、地下水（帯水層）が以前の「埋戻し土」より上部にあるとの専門家の指摘を無視、さらに信頼性のない不十分な調査のまま埋戻しがなされました。処分場の実態はなんら変わっていません。住民の要望に誠意ある回答がなされず、協議を疎かにし、一方的な措置によって、住民の県に対する信頼は著しく低下しています。

緊急にドラム缶の除去を求めます

9月 30 日になされた市道側調査では、元従業員の証言通り悪臭を伴うドラム缶が現出しました。処分場全体の「無害化」が必要ですが、証言による大量の全ドラム缶の除去を緊急にRDに命じるか県で行ってください。またこうした事実が判明した現在、知事は住民に直接会い、全面的な解決への姿勢を示してください。

以上を要望いたします。今月末までに返事をお寄せくださるように求めます。

イ　県からの回答（平成 17 年（2005 年）12 月 15 日付）

アール・ディエンジニアリング社最終処分場問題につきましては、数多くの住民の皆さんにご心配をおかけしておりますが、この最終処分場問題を解決していくために、現在まで周辺住民の皆さんとは解決に向けた話し合いを行い、当処分場の掘削や廃棄物調査を実施し、原因者である（株）アール・ディエンジニアリング社に改善命令に係る工事を順次行わせてきました。

本年 6 月にこれらの是正工事が終了し、一定の改善が図られ、効果が期待できる状況になったものと思っております。

今後は、周縁の地下水モリタリング調査で是正工事の効果を確認していくこととし、水処理施設を1日も早く本格稼働させていくことが大変重要であると考えています。また、埋立廃棄物のさらなる状況を確認するために、県としてボーリング調査を予定しております。これらの調査を継続し、実施していくことが、住民の皆さんのご不安にお応えしていくものであり、違法な廃棄物の発見や新たな状況等が判明すれば、詳細な調査を行うことやこれら違法廃棄物を除去させていくことは当然のことであります。なお、当処分場の西市道側一帯は、埋立廃棄物の実態と地下水への影響を明らかにしていくことが課題であり、実態解明に向けた必要な対応を行う考えであります。

次に、県がアール・ディエンジニアリング社に指導し実施させた先の掘削調査で、ドラム缶が発見されました。現在、ドラム缶内の廃棄物等の分析を行っていますが、このようなドラム缶が発見されたことは誠に遺憾であります。ドラム缶の埋立状況については掘削区域を広げて追加調査をさせ、その実態を見極めた上で法に基づく厳正な対応を講じる考えであります。

こうした措置を講じ、住民の皆さんの不安解消に向けて今後も引き続き課題解決に努力をしていく考えであります。

3　関係資料

ＲＤ問題に係る協定書等の全文を掲載する。（基本的に原文のまま全文を掲載しているが、住民の氏名については削除している。また、字体やレイアウトを改めた部分がある。）

(1) 滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断について（栗東市議会　平成 21 年（2009 年）１月 28 日議決）

滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断について

滋賀県知事が株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場に対して実施しようとする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の８第１項の規定に基づく、生活環境の保全上の支障の除去等の措置として、対策工（よりよい原位置浄化策）を特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第４条第１項に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、総合的見地からやむを得ないと判断する。

なお、対策工は決定権者である滋賀県知事自らの責任のもとに決定されるものであり、地元住民の意向を十分に尊重し、対策工実施の基本方針に基づき周辺７自治会の合意と納得を得られたい。

(2) 議案第２号滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めることについての付帯決議（栗東市議会　平成 21 年（2009 年）１月 28 日決議）

議案第２号滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めることについての付帯決議

本市における株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題は、高濃度硫化水素発生から 10 年が経過し、ようやく県による最終的な対策工が決定されようとしている。

今日まで県は、ＲＤ最終処分場問題対策委員会から、「有害物の全量撤去と旧焼却炉の解体撤去を基本とする推奨すべき案（Ａ－２）」の答申やＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会からは、「県の指導監督の不備が問題の悪化と長期化を招いた」と指摘する報告書を受けられた。

本市議会においては、昨年６月 27 日全会一致で県に対して、「対策委員会の答申にある対策工実施の基本方針を遵守し、対策工法策定にあたっては、地元住民との相互理解を図り、合意と納得の得られるよう最大限の努力をすること」などの決議をおこなった。

このような状況の中で、県は「原位置浄化策（Ｄ案）」を実施すべき対策工の基本とし、周辺自治会に対して３回の説明会を開催した。その後、住民の意見や要望を踏まえ、処分場用地の県有化や焼却炉の解体撤去など４項目を新たに盛り込んだ「よりよい原位置浄化策」を提示し、改めて周辺自治会及び市に対し同意を求めた。

しかし、地元自治会からは、有害物が存在し続けることへの不安や地下水が汚染されていること、また今日までの県の対応への不信などから、県案に対し１自治会は同意の方向、１自治会は未回答、５自治会は同意できない旨の回答がなされた。本市議会としては、県が周辺自治会の同意を今日まで得ることができなかったことは誠に遺憾である。

よって、市は、対策工実施の基本方針に掲げた住民の合意と納得を大原則とし、以下の点について誠心誠意取り組まれるよう県に要請されるよう決議する。

記

１．住民の合意と納得が得られるよう更なる取り組みを行うこと

２．住民意見を踏まえた有害物調査を実施し、有害物の除去を行うこと
３．対策工を安全且つ着実に履行するための覚書締結などの措置を講ずること
４．対策工事実施中及び実施後の監視と監視委員会による評価に基づく対応策を迅速に実施すること
５．行政対応検証委員会報告を真摯に受け止め、再発防止策を策定すること
６．処分場の早期安定化への取り組みを確実に実施し、処分場を廃止すること

(3) 環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について(平成 22 年(2010 年) 1月 23 日　話し合い資料)

環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について

県は環境省の助言を真摯に受け止め、次のとおり対応したい。

1　基本方針

①　県は当該事案の区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査として、これまでに実施してきたボーリング調査等に追加して、新たなボーリングによる詳細な有害物調査および既存井戸の浸透水・地下水等の測定を行う。
②　当該調査により見つかった有害物は、対策の一環として除去する。
③　調査の実施に当たっては、学識者による有害物調査検討委員会を設置する。
④　有害物除去を実施しても、なお残存すると考えられる有害物は、浸透水および地下水を揚水し、水処理し、浄化することを考える。
⑤　平成 22 年度予算には、有害物調査、既存井戸の浸透水等測定および有害物調査検討委員会の運営に必要な予算を計上する。また、産廃特措法の支援を受けるために、実施計画書策定のための検討調査費を計上するとともに、平成 21 年度から実施している緊急対策の残余工事費を計上する。

2　有害物の調査・除去
①　ここでの有害物は特別管理産業廃棄物相当とする。対象廃棄物としては、汚泥、焼却灰、ドラム缶等とする。
②　今回実施するボーリング調査は、30ｍメッシュおよび必要により 10ｍメッシュのボーリング調査を実施する。
③　有害物調査により特別管理産業廃棄物相当を超えないが、環境基準を超過する有害物がまとまって存在しているところが見つかった場合は、事案の区域の早期安定化の観点から、当該有害物の除去を検討する。

3　その他
①　有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて、周辺自治会と話し合いを進め、県としての対策工法の最終決定を行う。
②　これまでのボーリング調査等の調査結果については、わかりやすく整理し、今後の関係者との調整等の場における説明の際に活用する。

③　上記１基本方針および２の有害物調査・除去に関する平成 22 年度予算は、周辺自治会の同意なしには執行しないものとする。

４　平成 22 年度予算措置について

①　対策工を確定させるための調査検討費

ア　有害物調査費

・　ボーリング調査・分析調査費

・　既存井戸浸透水・地下水分析費

イ 有害物調査検討委員会費

②　実施計画書検討調査費

③　緊急対策費（下水道接続工、西市道法面工、地下水揚水工）

④　その他（周縁モニタリング、責任追及等）の経費

(4) ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書(平成 23 年(2011 年) 11 月 14 日締結)

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工の実施にあたり、滋賀県知事（以下「甲」という。）とＲＤ問題周辺自治会連絡会（以下「乙」という。）は、平成 22 年８月５日に取り交わした「ＲＤ事案解決に向けての覚書」（以下「覚書」という。）第１条で尊守するとしている「ＲＤ産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」３の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

１　旧ＲＤ最終処分場における支障除去対策および支障の恐れの除去対策は、一次対策工事とそれ以降の対策工事に区分して実施する。

２　甲は、図に示す掘削範囲を、一次対策工事における掘削の基本区域（以下「一次対策工事掘削区域」という。）とする。

３　一次対策工事において掘削して場外に搬出するものは、これまでの調査により確認されたドラム缶、医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物相当の廃棄物、それらによって汚染された土砂等（以下「場外搬出対象物」という。）とする。

４　甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、一次対策工事実施期間中、一次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、一次対策工事の現場を適宜公開する機会を設けるものとする。

５　一次対策工事掘削区域を掘削した後に、掘削場所の底面または側面において掘削面に露出している場外搬出対象物があるときは、当該場外搬出対象物も一次対策工事において場外に搬出する。ただし、除去にあたり、地下水汚染の拡散のおそれがある、あるいは除去のための工事に長期を要することとなると県と住民双方がみとめたものについては、一次対策工事ではなくそれ以降の対策工事において場外に搬出する。

６　３または５の規定により一次対策工事において場外に搬出されるもの以外の掘削物については、旧ＲＤ最終処分場のその後の対策工事において適正に処理することとし、それまでの間は場内で適正に管理する。

7　一次対策工事掘削区域掘削後の底面については、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。
8　東側焼却炉跡の基礎コンクリート下の部分についても、当該基礎コンクリートを撤去した上で、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後対策工事において掘削する。
9　一次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって新たに生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策を講じる。
10　一次対策工終了後の旧ＲＤ最終処分場の対策工事の実施については、引き続き、甲乙協議を行うものとする。
11　前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。
12　本協定を締結した証として本協定書を計７通作成し、甲１通乙を構成する自治会各１通これを保有するものとする。

平成 23 年 11 月 14 日

甲　滋賀県知事　　嘉田　由紀子

乙　ＲＤ問題周辺自治会連絡会

滋賀県栗東市	赤坂自治会	会長
	小野自治会	会長
	上向自治会	会長
	中浮気団地自治会	会長
	日吉が丘自治会	会長
	栗東ニューハイツ自治会	会長

(5) 旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書（平成 23 年（2011 年）11 月 14 日締結）

旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書

乙は、旧ＲＤ最終処分場の一次対策工事の実施に同意するものとする。
甲は、平成 23 年 11 月 14 日付けで、乙から提出された「旧ＲＤ最終処分場一次対策工事について」を尊重し、1 日も早い問題解決に努めるものとする。

平成 23 年 11 月 14 日

甲　大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事　　嘉田　由紀子

乙　栗東市小野
北尾団地自治会
会　長
副会長
まちづくり委員会
委員長

(6) ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書(平成 24 年(2012 年) 10 月３日締結)

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たり、滋賀県知事（以下「甲」という。）と滋賀県栗東市赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、日吉が丘自治会および栗東ニューハイツ自治会（以下「乙」という。）は、平成 22 年８月５日に甲とＲＤ問題周辺自治会連絡会が取り交わした「ＲＤ事案解決に向けての覚書」第１条で遵守するとしている「ＲＤ産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」３の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

1　旧ＲＤ最終処分場における支障除去および支障のおそれの除去のため、別紙の基本方針に基づいて二次対策工事を実施する。

2　二次対策工事の具体的方法（廃棄物土の分別方法、埋戻しの判定方法、工事に伴う周辺環境対策等）については、本協定の締結後も、引き続き甲乙が話し合いを行う。

3　甲は、二次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策等を講じる。

4　甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、二次対策工事実施期間中、二次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとし、日時等を一週間以上前に乙に連絡するものとする。

5　甲は、旧ＲＤ最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を、甲が結果を得てから一週間以内に公開する。

6　甲は、二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する（仮称）ＲＤ最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

7　連絡協議会は、二次対策工事完了後５年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

8　二次対策工事実施期間中に不測の事態が生じたことにより、周辺環境に悪影響が発生し、または発生することが想定される場合には、甲は、直ちに連絡協議会に連絡して、対策等について協議を行う。また、事態の原因や状況等について把握した情報を適宜公表する。

9　甲は、二次対策工事の実施に当たっては、旧ＲＤ最終処分場に隣接する経堂ヶ池の農業用水としての機能の回復・維持に配慮するものとする。

10　甲は、旧ＲＤ最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る。

11　前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。

12　本協定を締結した証として本協定書を、甲１通乙を構成する自治会各１通これを保有するものとする。

平成２４年１０月３日

	甲	滋賀県知事	嘉田由紀子
	乙　滋賀県栗東市	赤坂自治会	会長
		小野自治会	会長
		上向自治会	会長
		日吉が丘自治会	会長
		栗東ニューハイツ自治会	会長
	立会人	栗東市長	野村昌弘

(7) 二次対策工事基本方針

二次対策工事基本方針

滋賀県は、旧ＲＤ最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを除去するため、一次対策工事に引き続き、二次対策工事を実施するが、その基本方針は次のとおりである。

1 有害物等の掘削除去

有害物等の除去として、次に掲げる廃棄物等を掘削除去する。

① これまでの調査により、位置が確認され、または推定された、次のアまたはイに該当する廃棄物等

ア 廃棄物土（廃棄物、土砂およびそれらの混合物をいう。以下同じ。）であって、土壌環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれのあるもの（以下「有害廃棄物土」という。）

イ ドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器（以下「ドラム缶等」という。）、その内容物および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土（以下「ドラム缶関連廃棄物土」という。）

② 今後の沈砂池部分の調査により確認された有害廃棄物土

③ 二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土

④ 一次対策工事掘削区域掘削後の底面および東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存することが疑われた有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等場外に搬出すべき廃棄物土

2 旧ＲＤ最終処分場の西側および北側において廃棄物層の底面または側面と接する透水層の遮水

(1) 旧ＲＤ最終処分場の西側および北側において、次の対策を講じる。

① 廃棄物層（旧ＲＤ最終処分場に埋め立てられた廃棄物の存する層をいう。以下同じ。）の底面における遮水層（粘性土層）の欠如により、廃棄物層より下位の透水層（砂層）へ浸透水（廃棄物層に存する水をいう。以下同じ。）が漏洩している箇所の遮水

② 廃棄物層の側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水

(2) (1)の遮水は、廃棄物層を掘削し、遮水が必要な箇所を露出させた上で遮水材を設置することにより行う。

(3) (2)により掘削した廃棄物土は、分別施設を設置して分別し、有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土ならびに廃プラスチック類、木くず等の廃棄物については、旧ＲＤ最終処分場外に搬出して処分する。

(4) (3)の分別により、埋戻し材として有効利用できるものについては旧ＲＤ最終処分場内に埋

め戻す。

3　これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土の適正処理

これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土については、上記２の(3)および(4)に準じて分別し、処分および埋め戻しを行う。

4 北尾団地側平坦部における遮水

(1) 旧ＲＤ最終処分場の北尾団地側平坦部において、廃棄物層側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水を行う。

(2) (1)の遮水は、ソイルセメント等による鉛直遮水壁築造により行う。

5 浸透水水位の低下のための措置

(1) 浸透水流向の下流にあたる沈砂池付近に浸透水貯留層を設け、そこから浸透水を揚水して浸透水水位を低下させることにより、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するとともに、浸透水の周辺地下水への漏洩を防止する。

(2) 浸透水貯留層への浸透水の集水を促進するため、２(2)の掘削部分にドレーンパイプ（集水管）を設置する。

6　揚水した浸透水の処理

５で揚水した浸透水は、水処理施設を設置して処理し、公共下水道に放流する。

7　地下水の流入抑制

２および４における透水層が廃棄物層に接している部分等の遮水により、地下水の廃棄物層への流入を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

8　覆土

旧ＲＤ最終処分場の表面の覆土により、廃棄物の飛散流出を防止し、硫化水素やメタン等のガスの大気中への漏出を抑制するとともに、雨水の浸透を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

9　法面整形

２の掘削および埋め戻しの際に法面を整形し、安定勾配とすることにより、法面崩壊に伴う廃棄物の飛散流出を防止する。

10　工事中のモニタリング

二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質および騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。

また、モニタリング井戸の位置については、土壌汚染対策法に定める指定基準を超過して鉛が含有されている箇所を考慮して決定する。

なお、水質のモニタリングは二次対策工事完了後も必要な期間実施する。

11　その他

これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとする。

(8) 旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書（平成 24 年（2012 年）10 月３日締結）

旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書

乙は、甲が別紙の基本方針に基づいて旧ＲＤ最終処分場の二次対策工事を実施することに同意す

るものとする。
甲は、平成 24 年９月 20 日付けで乙から甲に提出された「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事について」および平成 24 年９月 26 日付けで甲が乙に示した「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事実施にあたっての貴自治会からの要望事項について（回答）」の内容を尊重し、一日も早い問題解決に努めるものとする。

平成 24 年 10 月３日

甲 大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事 嘉田由紀子
乙 栗東市小野
北尾団地自治会
会　長
副会長
まちづくり委員会
委員長
まちづくり委員会
事務局長

(9) 二次対策工事の実施に当たっての協定書への署名にあたり（日吉が丘自治会）（平成 24 年（2012 年）10 月３日）

「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」
への署名にあたり

問題が発覚して約 13 年がすぎ、やっと対策が始まるかとの思いです。滋賀県の監督不足により起こったことにもかかわらず、住民が提案した基本要求に沿った対応でなく、産廃特措法の範囲内での対応（生活環境保全上の支障の除去。有害物でも溶けださないものは除去しない。）では、安全・安心につながるのか、納得はできない状況です。しかし、今も処分場から有害物が流れ出ている恐れもあり、一刻も早く対策を行う必要があると考え、この協定書に署名することにいたしました。
工事の効果については、本当に心配するところです。具体的な工事内容は住民や栗東市と協議の上、合意と納得のもとに行っていただきたくお願いします。
また、工事終了後の結果についての責任は県が負われますが、もし効果が不十分な場合は、特措法範囲にとらわれず、住民が納得する対応（全体掘削や除去の検討をも含めた、思い切った対応）をとっていただくようにお願いします。

2012 年 10 月３日
日吉が丘自治会

(10) この他の関連資料

次の資料については、県ホームページで公開している。なお、掲載に当たり個人名を伏せる等の編集をしている場合がある。また、特記のない資料は県または県が設置した機関が作成した資料である。

タイトル	作成年月日	県ホームページの掲載ＵＲＬ（※５）
ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会報告書	平成 20 年(2008 年)２月 25 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22602.html
ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）	平成 20 年(2008 年)４月９日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22575.html
産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について（要望）（※１）	平成 21 年(2009 年)１月 16 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13961.html
ＲＤ最終処分場問題の早期解決についてのご要望について(回答)	平成 21 年(2009 年)１月 21 日	
ＲＤ安定型処分場の対策工実施への基本要求（※２）	平成 21 年(2009 年)11 月 24 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50546.pdf
ＲＤ最終処分場問題の解決に向けた今後の対応に関する確認書（※３）	平成 22 年(2010 年)６月 17 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50548.pdf
ＲＤ問題の解決に向けた覚書（※４）	平成 22 年(2010 年)８月５日	https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50550.pdf
再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会報告書	平成 23 年(2011 年)12 月 20 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13838.html
滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場(旧ＲＤ最終処分場)に係る特定支障除去等事業実施計画	平成 24 年(2012 年)６月７日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/342052.html
【参考】県ホームページ「旧ＲＤ最終処分場問題」（ＲＤ問題に係る経緯や関係資料を広く掲載している。）	随時更新	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/20109.html

※１　栗東市が作成し、県に提出した資料。

※２　ＲＤ問題周辺自治会連絡会が作成し、県に提出した資料。

※３　北尾団地自治会と県が締結した確認書。

※４　周辺６自治会と県が締結した覚書。周辺自治会連絡会が６月に県に提出した「ＲＤ産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」が付随している。

※５　令和８年３月時点のＵＲＬ

４　用語の解説

廃棄物

占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいう。

廃棄物処理法第２条第１項において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。」と定義されている。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物であって政令に定める範囲に該当するもの（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等）をいう。

なお、事業活動に伴って生じた廃棄物であっても一般廃棄物に該当する場合がある。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物でないものをいう。一般の家庭から出た廃棄物はすべて一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物および一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状のあるもの（灯油類、血液、注射針等のほか、特定有害産業廃棄物（廃水銀、廃石綿、ダイオキシン類を含む産業廃棄物））をいう。

中間処理

廃棄物を減量化・安定化・安全化することをいう。具体的な方法としては、脱水・乾燥・焼却・中和・破砕等がある。

最終処分

廃棄物を自然に還元することをいう。具体的な方法としては埋立処分と海洋投入処分があるが、ほとんどが埋立処分されている。

安定型最終処分場

有害物や有機物が付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類等）を埋立処分する最終処分場をいう。

ガス化溶融炉

廃棄物をガスと固形分に分離して燃やす焼却炉の１種。残った灰を溶融してできるスラグ等を再利用できるほか、高温で燃焼させることができるためダイオキシンの発生を抑制できるなどのメリットがある一方、適切な維持管理に高度な技術を要する。

環境基準

人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準をいい、行政上の政策目標である。有害物質の環境基準は、人の健康の保護にかかる基準として設定され、その濃度の水を１日２Ｌ、70 年間毎日飲んでも健康に悪影響がない、あるいは発がん等のリスクの増加が 10 万分の 1 のレベルとされている。

この事案では、処分場に起因する有害物質による地下水汚染を環境基準以下にすることを目標に対策を実施した。

有害物質

ここでは、主に地下水において人の健康の保護にかかる環境基準が設定されている物質のことを言う。具体的には、カドミウムや鉛等の重金属類、テトラクロロエチレンや 1,4-ジオキサン等の有機化合物がある。

硫化水素（H_2S）

無色、腐乱臭のある有毒気体。天然には火山ガスや鉱泉に含まれ、硫黄を含むタンパク質の腐敗によっても生じる。種々の金属と硫化物をつくりやすい。水溶液は弱酸。

揮発性有機化合物

地下水において人の健康の保護に係る環境基準が設定され、常温で揮発性のある有機化合物の総称である。ドライクリーニングの溶剤、精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去、熱可塑性合成樹脂などを製造する際の溶剤として使われたり、他の塩素系溶剤の原料として使われたりしている。

ＳＳ（懸濁物質）

水の中の懸濁物。量と測定する水質の総括指標であり、旧処分場では1μｍ の孔径のろ紙に捕捉される物をSSとしている。

電気伝導度

水中の総イオンを対象として電気の流れやすさを示す総括指標。旧処分場では地下水の汚染の拡散を確認する指標の一つとして計測していた。現地で値を測定することも可能であり、測定の簡便さや結果の即時性といった点に優れる一方で、特定の物質の正確な濃度・量を表すものではない。

公定法

主に試験、分析、測定等に関して国等の公的な機関が定めた正式な方法や基準。JIS（日本産業規格）等や国の告示で示されている。

ボーリング（調査）

地面に円筒を打ち込む地盤調査方法の1つ。地盤強度のほか、採取した試料から地質等の情報を得ることができる。この事案では、廃棄物の埋まっている深さなどを調べるためにも実施された。

改善命令

産業廃棄物の収集・運搬・処分（以下「保管等」という。）が法令に基づく基準に適合せずに行われた場合に、再び違法な保管等が行われないようにするため、基準に適合するように保管等の方法を変更すること等を都道府県知事等が命ずるもの。

違反した場合には罰則（３年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、またはこの併科）が科せられる。

措置命令

産業廃棄物の処理が基準に適合しないで行われた場合に、現に発生した生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずるように命じ、または支障を生ずるおそれという具体的な危険を避けるため、支障の発生を防止するための措置を講ずるように都道府県知事等が命ずるもの。

違反した場合には罰則（５年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、またはこの併科）が科せられる。

行政代執行（廃棄物処理法に基づくもの）

産業廃棄物の処理が基準に適合しないで行われたことによって生活環境保全上の支障またはそのおそれが生じ、措置命令を発出したが従わない場合等、一定の要件を満たした場合に、都道府県知事が自ら支障の除去等の措置を講じるもの。

要した費用は原因者に負担させることができるが、原因者の経済力が乏しく、実際にはその多くを徴収できない事案が多い。

公害調停

公害紛争処理法に基づく紛争処理制度のひとつ。公害紛争処理機関の委員が当事者の間に入り、調停案の提示などにより双方の互譲による合意に基づく紛争解決を図る。国内においては、香川県の豊島事案において地元住民が香川県を相手方として調停を申し立て、是正に係る方針等の合意を成立させたことがよく知られる。

情報公開請求

行政機関が保有する公文書の公開を請求することができる制度。この請求があったとき、行政機関は公開請求のあった公文書のうち個人情報等の非公開情報を除いて公開しなければならない。

浸透水

ここでは、旧処分場内の廃棄物土に浸透した雨水をいう。

地下水

ここでは、旧処分場外の地下に存在する水をいう。

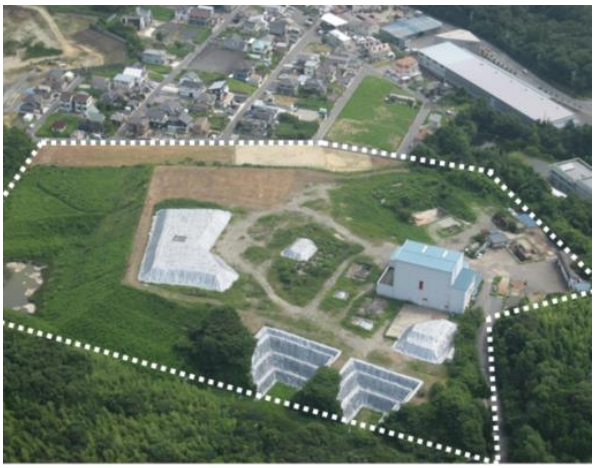
5　空中写真



平成 12 年（2000 年）（撮影日不明）



平成 18 年（2006 年）８月９日



平成 22 年（2010 年）８月３日



平成 25 年（2013 年）６月 28 日



平成 26 年（2014 年）６月５日



平成 27 年（2015 年）12 月９日



平成 29 年（2017 年）２月 27 日



平成 29 年（2017 年）５月 23 日



平成 30 年（2018 年）６月 14 日



令和２年（2020 年）９月 30 日



令和３年（2021 年）３月 31 日



令和５年（2023 年）５月 17 日



令和８年（2026 年）１月 15 日

参考文献

本アーカイブの作成に当たっては、県が保有する公文書や周辺住民の方々をはじめ関係する方々から聞き取った情報等を取りまとめるとともに、以下の資料等を参考とさせていただきました。記して感謝申し上げます（県および県が設置した機関が作成した資料は省略しています。）。なお、引用箇所がある場合は該当のページを記載しております。

① 栗東歴史民俗博物館『テーマ展　小野の歴史と文化』※,平成 13 年（2001 年）.
② 栗東歴史民俗博物館『テーマ展　上砥山の歴史と文化』※,平成 20 年（2008 年）.
③ 栗東町史編さん委員会「第三章　産業」『栗東町史　通史第 1 巻』,昭和 55 年（1980 年）.
④ 栗東町史編さん委員会“第五章　生活と環境”『栗東町史　通史第 1 巻』,昭和 55 年（1980 年）.
⑤ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室「[循環型社会の構築] の時代」『日本の廃棄物処理の歴史と現状』,平成 26 年（2014 年）,p.8.
⑥ 一般社団法人滋賀県産業資源循環協会『よくわかる廃棄物処理法のポイント　二〇一九年度版』,令和元年（2019 年）.
⑦ 産業廃棄物処理を考える会『恐るべき、産業廃棄物処理場「ＲＤエンジニアリング」の実態　証言集』,平成 11 年（1999 年）12 月,pp.3-5.
⑧ 高谷清『埋め立て地からの叫び』,技術と人間,平成 13 年（2001 年）,pp.117-120.
⑨ 高谷清,前掲書,pp.49-50.
⑩ 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団『不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術』,大成出版社,平成 22 年（2010 年）,p.207.
⑪ 産業廃棄物処理を考える会『何でも埋めたから大変なことになる　これは掘った方がいい　ＲＤ産廃処分場証言集（第２集)』,平成 13 年（2001 年）２月,p.2.
⑫ 公害等調整委員会.『公害等調整委員会機関誌　ちょうせい（第 36 号)』.国立国会図書館デジタルコレクション,平成 16 年（2004 年）
https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000039-I9284256 （参照 2026-03-19）
⑬ 早川洋行『ドラマとしての住民運動　社会学者がみた栗東産廃処分場問題』,社会評論社,平成 19 年（2007 年）.
⑭ 高谷清,前掲書.
※栗東歴史民俗博物館でのテーマ展のパンフレット

また、執筆にあたり以下の資料等を参考としました。
・ 早川洋行『虚飾の行政―生活環境主義批判』,学文社,平成 24 年（2012 年）.
・ 産業廃棄物処理を考える会『証言集（第三集）　自分の土地で何をしようと自由であると考える（ＲＤエンジニアリング）　―巨大化したＲＤからうけた被害とそれと闘う住民を描く―』,平成 11 年（1999 年）12 月.
・ 平成 11 年から平成 29 年までの朝日新聞、京都新聞、産経新聞、滋賀報知新聞、滋賀民報、中日新聞、毎日新聞、読売新聞（五十音順）の記事　※記事内容の参照はなし（件数のみ確認）